（単位：百万円、％、千件、年）

ＣＲ６：内部格付手法―ポートフォリオ及びデフォルト率（ＰＤ）区分別の信用リスク・エクスポージャー

		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
項番	ＰＤ区分	オン・バランスシート・グロスエクスポージャーの額	ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用前のオフ・バランスシート・エクスポージャーの額	平均ＣＣＦ	ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後ＥＡＤ	平均ＰＤ	債務者の数	平均ＬＧＤ	平均残存期間	信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値（RWA density）	ＥＬ	適格引当金
	ソブリン向けエクスポージャー												
1	0.00以上0.15未満												
2	0.15以上0.25未満												
3	0.25以上0.50未満												
4	0.50以上0.75未満												
5	0.75以上2.50未満												
6	2.50以上10.00未満												
7	10.00以上100.00未満												
8	100.00（デフォルト）												
9	小計												
	金融機関等向けエクスポージャー												
	（略）												
…													
	（略）												
合計（全てのポートフォリオ）													

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。

b　内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、⑴ソブリン向けエクスポージャー、⑵金融機関等向けエクスポージャー、⑶事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、⑷中堅中小企業向けエクスポージャー、⑸特定貸付債権、⑹株式等エクスポージャー（ＰＤ/ＬＧＤ方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、⑺購入債権（事業法人等向け）、⑻購入債権（リテール向け）、⑼適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、⑽居住用不動産向けエクスポージャー及び⑾その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。⑴から⑶までのポートフォリオ区分及び⑷から⑾までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

c　購入債権に係るポートフォリオにおいて、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合には、ポートフォリオの区分を「購入債権（デフォルト・リスク相当部分）」と「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に分け、「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に係る区分においては項の名称を適切な名称に置き換えること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。